

令和 7 年大府市消防本部訓令一覧

公表日 令和 7 年 3 月 3 1 日

- 第 1 号 大府市消防職員貸与品規程の一部改正
- 第 2 号 大府市消防通信規程の一部改正
- 第 3 号 大府市消防職員章はい用規程の廃止

大府市消防本部訓令第 1 号

大府市消防職員貸与品規程（昭和59年大府市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

大府市消防長 中 倉 謙 二

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）
冬服 上下セット	冬服 上下セット <u>（女性の下は、ズボン及びキュロットスカート）</u>
夏服 半そで上下セット	夏服 半そで上下セット <u>（女性の下は、ズボン及びキュロットスカート）</u>
活動服 上下セット	活動服 <u>（難燃性）</u> 上下セット
<u>救急服</u> 上下セット	<u>冬救急服</u> 上下セット
	<u>盛夏救急服</u> <u>上下セット</u>
ベルト（制服用・活動服用・救急服用・救助服用）	ベルト（制服用・活動服用・救急服用・救助服用）
<u>防火フード</u>	
エンブレム	エンブレム

改正後		改正前	
			<u>バッグ（女性に限る。）</u>

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市消防本部訓令第 2 号

大府市消防通信規程（平成17年大府市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

大府市消防長 中 倉 謙 二

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 4（第 8 条、第 9 条関係）				別表第 4（第 8 条、第 9 条関係）			
1 活動波、主運用波、統制波（消防本部系）				1 活動波、主運用波、統制波（消防本部系）			
無線局の種類	設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の応答順位	無線局の種類	設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の応答順位
略	略	略		略	略	略	
陸上移動局	略	略		陸上移動局	略	略	
	略				略		
	消防署				消防署		
		救急車（10W）	きゅうきゅうおおぶ 4			救急車（10W）	きゅうきゅうおおぶ 4
		救急車（10W）	きゅうきゅうおおぶ 5				17

改正後					改正前				
	消防署 共長出 張所	ポンプ車（10W）	おおぶ 4	<u>29</u>	消防署 共長出 張所	ポンプ車（10W）	おおぶ 4	<u>28</u>	
		タンク車（10W）	おおぶ 6	<u>30</u>		タンク車（10W）	おおぶ 6	<u>29</u>	
		水槽車（10W）	おおぶ 8	<u>31</u>		水槽車（10W）	おおぶ 8	<u>30</u>	
		屈折はしご車 （10W）	おおぶ 31	<u>32</u>		屈折はしご車 （10W）	おおぶ 31	<u>31</u>	
		機材車（10W）	おおぶ 72	<u>33</u>		機材車（10W）	おおぶ 72	<u>32</u>	
		救急車（10W）	きゅうきゅうおおぶ 2	<u>34</u>		救急車（10W）	きゅうきゅうおおぶ 2	<u>33</u>	
	略		略	略	略		略	略	
	消防署（5W）	おおぶ 101		<u>19</u>	消防署（5W）	おおぶ 101		<u>18</u>	
		おおぶ 103		<u>20</u>		おおぶ 103		<u>19</u>	
		おおぶ 105		<u>21</u>		おおぶ 105		<u>20</u>	
		おおぶ 107		<u>22</u>		おおぶ 107		<u>21</u>	
		おおぶ 110		<u>23</u>		おおぶ 110		<u>22</u>	
		おおぶ 111		<u>24</u>		おおぶ 111		<u>23</u>	
		おおぶ 113		<u>25</u>		おおぶ 113		<u>24</u>	
		おおぶ 114		<u>26</u>		おおぶ 114		<u>25</u>	
		おおぶ 115		<u>27</u>		おおぶ 115		<u>26</u>	
	消防署（10W）		おおぶ 301	<u>28</u>	消防署（10W）		おおぶ 301	<u>27</u>	

改正後				改正前			
	消防署共長出張所（５W）	おおぶ 102	<u>35</u>		消防署共長出張所（５W）	おおぶ 102	<u>34</u>
		おおぶ 104	<u>36</u>			おおぶ 104	<u>35</u>
		おおぶ 106	<u>37</u>			おおぶ 106	<u>36</u>
		おおぶ 108	<u>38</u>			おおぶ 108	<u>37</u>
		おおぶ 112	<u>39</u>			おおぶ 112	<u>38</u>
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			
3 署活波				3 署活波			
設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の応答順位		設置場所（出力）	呼出名称	一括呼出の応答順位	
略	略	略		略	略	略	
消防署活動隊（１W）	おおぶ しょかつ <u>5</u>	<u>5</u>		消防署活動隊（１W）	おおぶ しょかつ <u>10</u> ～ <u>25</u>	<u>5～20</u>	
	おおぶ しょかつ <u>6</u>	<u>6</u>					
	おおぶ しょかつ <u>10</u> ～ <u>25</u>	<u>7～22</u>					
消防署共長出張所活動隊（１W）	おおぶ しょかつ <u>30</u> ～ <u>42</u>	<u>23～35</u>		消防署共長出張所活動隊（１W）	おおぶ しょかつ <u>30</u> ～ <u>39</u>	<u>21～30</u>	
備考 略				備考 略			

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

大府市消防本部訓令第 3 号

大府市消防職員章はい用規程を次のように廃止する。

令和 7 年 3 月 31 日

大府市消防長 中 倉 謙 二

大府市消防職員章はい用規程（平成21年大府市消防本部訓令第 1 号）は、令和 7 年 4 月 1 日から廃止する。